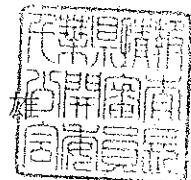


答申第361号
平成24年6月19日

千葉県教育委員会
委員長 山田 純子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘 司 久



異議申立てに対する決定について（答申）

平成21年3月11日付け教職第1386号による下記の諮問について、
次のとおり答申します。

記

諮問第410号

平成19年5月28日付けで提起された、平成19年3月26日付け教職第7号の58で通知した行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答申

第1 審査会の結論

実施機関が不開示とした情報のうち、次に掲げる事項を開示すべきである。

- 1 下記第4の2(2)ア(ア)のうち年度並びに(イ)、(リ)、(カ)、イ(ア)、(カ)、ウ(エ)、エ(イ)及びオ(ア)のうち年を示す情報
- 2 下記第4の2(2)ア(カ)のうち曜日を示す情報
- 3 下記第4の2(2)ア(キ)、イ(オ)、ウ(ウ)及びオ(エ)のうち戒告、減給、停職又は免職の処分を示す情報
- 4 下記第4の2(2)イ(エ)、ウ(イ)及びエ(ウ)を示す情報

実施機関のその他の決定は妥当である。

第2 異議申立てについて

1 趣旨

異議申立ての趣旨は、千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成19年3月26日付け教職第7号の58で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消すとの決定を求めるというものである。

2 理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第2号ただし書の解釈に当たり、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を、新聞社等マスコミに対する情報提供後1年間で「公」情報でなくなると恣意的に定めたこと。
- (2) 非違行為があった職員の更生の程度や具合を「公」情報性の判断の要件に含めたこと。
- (3) 新聞社等マスコミに対する情報提供と情報公開条例に基づく開示請求の結果開示された情報に著しく差があること。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 行政文書開示請求について

異議申立人は実施機関に対し、条例に基づき、平成19年2月23日付けて「県立高等学校職員に対する懲戒処分に関する情報（教育委員会会議に議案として提出されたもの。起案書を含む）、2005年3月より2005年8月の期間」の行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件請求に係る対象文書について

実施機関は、本件請求に係る行政文書として、「学校職員の懲戒処分について（議案・通知）の起案文書（平成●●年●月●日付け教職秘第●●●号）」5件（以下「本件対象文書」という。）を特定し、本件決定を行った。

3 本件対象文書の構成及び本件決定の内容

事故を起こした職員に対し地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条の規定による懲戒処分を行う場合、千葉県教育委員会行政組織規則（昭和 35 年千葉県教育委員会規則第 2 号）第 8 条第 11 号の規定により千葉県教育委員会の会議（以下「会議」という。）の議決を得る必要がある。

本件対象文書は、会議の議決を得るための起案用紙（文書処理の経過を明らかにする部分及び起案文書を記載する部分）、議案の案文、辞令の案文、処分事由説明書及び千葉県人事委員会委員長への通知文の案で構成されている。

- (1) 文書処理の経過を明らかにする部分（以下「起案用紙甲」という。）に記載された情報のうち不開示としたのは、「開催された会議の年度及び回数」、「会議で可決したこと」を証明した年月日、起案年月日、決裁年月日及び施行年月日」、「行政文書の記号番号のうちの番号」、「当該起案文書の登録番号」である。
- (2) 起案文書を記載する部分（以下「問い合わせ（起案用紙乙）」といふ。）に記載された情報のうち不開示としたのは、「会議の開催年月日及び開催曜日」、「処分内容」である。
- (3) 議案の案文に記載された情報のうち不開示としたのは、「議案提出年月日」、「被処分者の所属名」、「氏名」、「地方公務員法第 29 条第 1 項各号のうち当該議案の被処分者の該当する号の番号」、「処分内容」、「処分年月日のうち年月」である。
- (4) 辞令の案文に記載された情報のうち不開示としたのは、「被処分者の氏名」、「地方公務員法第 29 条第 1 項のうち当該議案の被処分者の該当する号の番号」、「処分の内容」、「発令年月日のうち年月」である。
- (5) 処分事由説明書に記載された情報のうち不開示としたのは、「被処分者氏名」、「処分事由となった非違行為の事故発生年月日、曜日、時刻」、「具体的に被処分者がとった行動」、「被害生徒・職員の行動」、「事故発生場所」、「被害生徒の学年、クラス」、「教科等」、「処分年月日のうち年月」である。
- (6) 千葉県人事委員会委員長への通知文の案に記載された情報のうち不開示としたのは、「発年月日のうち年月」、「被処分者の所属」、「被処分者氏名」、「処分内容」である。

4 本件決定の理由について

(1) 条例第 8 条第 2 号本文該当性について

ア 起案用紙甲について

- (ア) 起案用紙甲に記載された情報のうち不開示とした、「会議で可決したこと」を証明した年月日、起案年月日、決裁年月日及び施行年月日」については、条例第 8 条第 2 号本文の「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当するため不開示とした。

それは、本件対象文書に記載された処分の内容は報道発表の対象となった事故であることから、各年月日を開示すると新聞記事等との照合により、処分の対象となった事故が特定され、その結果被処分者が識別されてしまうからである。

- (イ) 「開催された会議の年度及び回数」についても同様に、年度及び会議の回数が特定されると、会議の開催日時、議題及び議事録等が公表されていることから、それらと新聞記事等との照合により、処分の対象となった事故が特定され、その結果被処分者が識別されてしまうことから不開示としたものである。
- (ウ) 「行政文書の記号番号のうちの番号」、「当該起案文書の登録番号」については、通常行政文書の文書番号及び登録番号は公開とされているところ、本件対象文書の文書番号及び登録番号を開示すると、開示されている他の行政文書の文書番号及び登録番号と照合することにより、会議の開催年月日が判別してしまい、新聞記事等との照合により、処分の対象となった事故が特定され、その結果被処分者が識別されてしまうことから不開示としたものである。

イ 起案用紙乙について

- (ア) 「会議の開催年月日及び開催曜日」については、前記アと同様、新聞記事等との照合により、処分の対象となった事故が特定され、その結果被処分者が識別されてしまうことから不開示としたものである。
- (イ) 「処分内容」については、被処分者にとっては機微な情報であり、通常他人に最も知られたくないものであり、これらの情報が公になると、学校での生活への影響はもとより、今後社会生活を送る上で不測の不利益を被るなどのおそれがあるものであることから、これらの情報は、特定の個人を識別できないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報であることから不開示としたものである。

ウ 議案の案文について

- (ア) 「氏名」については、特定の個人が識別される情報である。
- (イ) 「被処分者の所属名」については、被処分者の勤務する学校名であり、特定の個人が識別される情報であるか、あるいは一般人をして特定の個人を識別することはできないまでも特定の関係者には特定の個人を識別し得る個人の権利利益を害するおそれのある情報であることから不開示としたものである。
- (ウ) 「議案提出年月日」、「処分年月日のうち年月」については、前記ア(ア)と同様である。
- (エ) 「地方公務員法第 29 条第 1 項各号のうち当該議案の被処分者の該当する号の番号」については、どうして処分を受けたのかという処分事由に係る情報である。

学校における懲戒事案は限られており、同僚や知人などの一定範囲の関係者には誰であるか既に明らかになっている可能性が高いと考えられる。そのため、開示すれば事案の詳細を確知したり一層広範囲な者に当該者が特定されることになり、当該職員の権利利益が害されるおそれがあるものであり、特定の個人を識別できないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報である。

- (オ) 「処分内容」については、前記イ(イ)と同様である。

エ 辞令の案文について

- (ア) 「被処分者の氏名」については、前記ウ(ア)と同様である。
- (イ) 「地方公務員法第 29 条第 1 項のうち当該議案の被処分者の該当する号の番

号」については、前記ウ(イ)と同様である。

(ウ) 「処分の内容」については、前記イ(イ)と同様である。

(エ) 「発令年月日のうち年月」については、前記ア(ア)と同様である。

オ 処分事由説明書について

(ア) 「被処分者氏名」については、前記ウ(ア)と同様である。

(イ) 「処分年月日のうち年月」については、前記ア(ア)と同様である。

カ 千葉県人事委員会委員長への通知文の案について

(ア) 「被処分者の氏名」については、前記ウ(ア)と同様である。

(イ) 「被処分者の所属名」については、前記ウ(イ)と同様である。

(ウ) 「処分内容」については、前記イ(イ)と同様である。

(エ) 「発年月日のうち年月」については、前記ア(ア)と同様である。

(2) 条例第8条第2号ただし書イ該当性について

ア 条例第8条第2号本文に該当する情報であっても同号ただし書に該当する情報は開示される。

イ 例えば新聞報道等された情報について、同号ただし書イに該当すると解される場合もある。

ウ 職員の懲戒処分の公表について

実施機関は、公務員倫理の確立と綱紀保持のより一層の徹底を図るとともに、不祥事の未然防止に資するため、地方公務員法に基づく懲戒処分等を行った場合は、「職員の懲戒処分等に関する公表基準」（平成15年5月21日制定）に基づき公表することとしている。

公表する懲戒処分等は、①地方公務員法に基づく懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）、②同法に基づく、刑事事件に関与し起訴された場合の休職処分、③上記以外の処分で社会的影響等を勘案し公表する必要があるものである。

また、公表する内容は、ア、被処分者の属する部名（学校にあっては、地域名及び校種名）、イ、被処分者の職名、ウ、被処分者の年齢、エ、処分内容、オ、処分年月日、カ、事案の概要である。なお、懲戒免職処分及び収賄、横領等社会的影響の大きな事件に関する懲戒処分については、所属名（学校名）、氏名についても公表している。

公表の時期及び方法は、懲戒処分等を行った後速やかに、県ホームページへの掲載等及び報道機関への発表又は資料提供している。

エ 新聞報道等された情報は、必ず同号ただし書イに該当する情報に該当するのかといえば、その考えは失当である。

新聞報道等の時点から時間が経過するに従い、事案の社会的影響や事案に関する社会一般の关心や記憶が薄れていき、新聞社名や報道年月日が特定されない限り公衆が知り得る状態に置かれているとは言えなくなっていくと認められる。

また、非違行為事案を起こした職員個人の識別・特定に関する情報は、当該職員について非違行為歴として個人の資質、人格又は名誉等にかかる秘匿性の高い情報であることから、その権利利益を守る必要性が増していくと考え、報道発表後、相応の時間が経過したような場合においては、ただし書イには該当しないものと考える。

オ 新聞報道等後、相応の時間についてであるが、国の答申で公表から開示請求までの期間が1年に満たない事案について開示すべきとしている事例（平成17年10月20日付け平成17年度（行情）答申第317号）があること、実施機関の報道発表資料は県文書館において、県政情報の公表に関する要綱（平成13年2月19日制定）に基づき配架しているが、県政情報の公表に関する要綱の運用について（平成13年2月19日制定）で、閲覧に供する期間は1年間と定めていることから、実施機関は、新聞報道等から開示請求までの期間が1年程度経過しているかどうかを目安にただし書イの該当性の判断をしている。

よって、本件対象文書については、新聞報道等から本件請求までの期間は、最長で1年8ヶ月、最短で1年5ヶ月が経過していることから、公表の後新聞報道等された情報であってもただし書イには該当しないと判断したものである。

(3) 条例第8条第2号ただし書ロ及びニ該当性について

本件対象文書に係る情報は、同号ただし書ロ及びニに該当するものではない。

(4) 条例第8条第2号ただし書ハ該当性について

本件対象文書に記載された当該職員及び関係職員の情報については、事故あるいは非違行為に係る情報であり、職務遂行の内容に係る情報とは認められない。

第4 審査会の判断

千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定の経緯は、第3の1及び2のとおりである。

2 本件対象文書について

(1) 本件対象文書は、県立高等学校の職員に対する懲戒処分に係る決裁文書である。

審査会において、本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は次のとおり構成されている。

ア 決裁が終わった起案用紙甲及び乙

イ 実施機関の会議に付議した案件に係る案文

ウ 辞令の案文

エ 処分事由説明書の案文

オ 人事委員会委員長に通知した案文

(2) これらのうち、本件決定において不開示とされた情報は、次のとおりである。

ア 上記ア（決裁が終わった起案用紙甲及び乙）に記載された次に掲げる情報

(ア) 当該会議を開催した年度及び回数

(イ) 当該会議で可決したことを証明した年月日

(ウ) 起案、決裁及び施行の年月日

(エ) 文書の番号

(オ) 登録番号

(カ) 当該会議を開催した年月日及び曜日

(キ) 戒告、減給、停職又は免職の処分並びに減給及び停職にあってはその期間の始期及び終期

イ 上記イ（実施機関の会議に付議した案件に係る案文）に記載された次に掲げる情報

- (ア) 当該会議に付議した案件を提出した年月日
- (イ) 被処分者が所属していた県立高等学校の名称
- (ウ) 被処分者の氏名
- (エ) 地方公務員法第29条第1項のうち懲戒処分の根拠となる条項
- (オ) 戒告、減給、停職又は免職の処分並びに減給及び停職にあってはその期間の始期及び終期
- (カ) 懲戒処分を決定した年月

ウ 上記ウ（辞令の案文）に記載された次に掲げる情報

- (ア) 被処分者の氏名
- (イ) 地方公務員法第29条第1項のうち懲戒処分の根拠となる条項
- (ウ) 戒告、減給、停職又は免職の処分並びに減給及び停職にあってはその期間の始期及び終期
- (エ) 辞令を発令した年月

エ 上記エ（処分事由説明書の案文）に記載された次に掲げる情報

- (ア) 被処分者の氏名、被処分者が所属していた県立高等学校の名称、被害にあった生徒の学年、非違行為が行われた年月日、曜日、時刻及び時期、被処分者の具体的な行動、被害にあった生徒及び職員の具体的な行動、非違行為の行われた具体的な場所、被処分者の同僚の役職名、指導された具体的な事実、被害にあった生徒のクラス及び教科、被害にあった生徒の具体的な状態、被害者の職務及び性別等
- (イ) 処分年月
- (エ) 地方公務員法第29条第1項のうち懲戒処分の根拠となる条項

オ 上記オ（人事委員会委員長に通知した案文）に記載された次に掲げる情報

- (ア) 通知した年月
- (イ) 被処分者が所属していた県立高等学校の名称
- (ウ) 被処分者の氏名
- (エ) 戒告、減給、停職又は免職の処分並びに減給及び停職にあってはその期間の始期及び終期

3 条例第8条第2号該当性について

(1) 条例第8条第2号本文該当性について

本件対象文書には、被処分者の非違行為の内容及びこれに対する処分に関する記載が、当該被処分者の氏名、所属等とともに記載されていることから、それぞれの文書の全体が当該被処分者に係る条例第8条第2号本文に規定する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述により特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(2) 条例第8条第2号ただし書イ該当性について

ア 実施機関は、情報公開・個人情報保護審査会の答申（平成17年10月20日付け平成17年度（行情）答申第317号）並びに県政情報の公表に関する要綱（平成13年2月19日制定）及び同要綱の運用について（同日制定）に基づき、条例第8条

第2号ただし書イ該当性について判断しているので、次のとおり検討する。

イ 実施機関の説明によれば、地方公務員法に基づく懲戒処分については、職員の懲戒処分等に関する公表基準の制定について（平成15年5月21日制定）に基づき、原則として公表することとされており、その方法は、千葉県ホームページへの掲載及び報道機関への発表又は資料提供により行うこととされている。

実施機関は、公表を行った懲戒処分の事案については、千葉県ホームページに掲載しており、その掲載する期間は1月としている旨説明する。

公表を行った懲戒処分の事案については、報道機関に対する発表のための資料が作成され、千葉県教育委員会行政文書管理規則（平成13年千葉県教育委員会規則第14号）の定めに従い管理されており、その保存期間は1年とされているとのことである。

ウ そこで、審査会において、審査会事務局をして実施機関に確認させたところ、本件対象文書に係る懲戒処分の事案については、千葉県ホームページに掲載した内容に係る行政文書及び報道機関に対する発表のための資料は保有していないことを確認した。

エ ところで、懲戒処分の事案に係る公表と条例第8条第2号ただし書イの関連性については、次のとおり考えられる。

条例第8条第2号ただし書イに規定する公にされている情報とは、開示決定等の時点において公表状態に置かれていると評価される情報を意味すると解されるところ、公務員による非違行為事案の概要が、本件懲戒処分のように学校の存する地域名及び校種名、被処分者の職名、年齢、処分内容、処分年月日、事案の概要など当該職員がだれかを知る手掛かりとなる情報と共に過去のある時点で公表され、公衆が広く知り得る状態に置かれると、それにより、一定の範囲の者にとっては当然に、特定の個人が識別され、その個人情報が公にされることとなる。それにもかかわらず公表が行われるのは、同種非違行為の再発防止その他職務執行行為の適正及び倫理の保持を図り、それによって、公務員に対する県民の信頼の確保に資することを目的としているためであると考えられる。

その一方で、条例においては、行政機関の諸活動を県民に説明する責務を全うするため、保有情報を求めに応じて開示することを原則としつつも、なお個人情報については、条例第8条第2号及び第9条により、個人の権利利益を侵害する程度等との均衡を図りつつ、開示することが求められている。

そうすると、上述した公表の目的と対比するとき、過去の一時点において事案の概要が公表された場合、当該概要のうち、被処分者がだれであるかの部分を除いた部分、すなわち非違行為の客観的態様の部分については、時の経過を考慮する必要性が乏しいことから、特段の事情がない限り、開示決定等の時点においてもなお慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとの性質を失わないと認められる。しかしながら、被処分者がだれであるかという情報については、公表の時点から時間が経過するに従い、事案の社会的影響や事案に関する社会一般の关心や記憶は薄れ、報道媒体や報道年月日が特定されない限り、次第に公衆が知り得る状態に置かれているとは言えなくなっていくと認められる。また、非違行為事案を起こした職員個人の識別・特定に関する情報及びその者の処分の内容に係る

情報は、当該個人についての処分歴として秘匿性の高い情報であることから、その権利利益を守る必要性が増していくとも認められる。それゆえ、公表後、相応の時間が経過したような場合においては、公表された情報のうち、被処分者がだれかに関する情報及び処分歴に係る情報は、もはや現に公にされている情報にも公にすることが予定されている情報にも該当しないと解するのが相当である。

オ そこで、本件対象文書について検討すると、本件対象文書に係る懲戒処分事案については、懲戒処分時に事案について公表されたことを除けば、その後、実施機関において、被処分者の氏名等が公にされたことはないと認められること、実施機関における公表資料の保存期間を経過するなど、既に相当期間を経過していると認められること、その内容において公表慣行の継続を特に長く認めるべき特段の事情も見出し難いことがそれぞれ認められ、当該事案については、それが過去の一時期において公表されたことがあったとしても、現に公にされている情報とも公にすることが予定されている情報とも認めることは困難と言うべきである。

(3) 条例第8条第2号ただし書口からニまでの該当性について

ア 条例第8条第2号ただし書口該当性について検討すると、本件不開示部分に記載された情報については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人に対しても開示することが必要であると認めるべき特段の事情があるとは認められない。

イ また、条例第8条第2号ただし書ハ該当性について検討すると、被処分者が公務員であり、当該事案の中に被処分者の職務に關係する部分が含まれるとしても、懲戒処分を受けることは、当該被処分者に分任された職務遂行の内容に係る情報とは言えないことから、本件不開示部分に記載された情報が当該条項に該当するとは認められない。

ウ さらに、条例第8条第2号ただし書ニ該当性について検討すると、本件不開示部分に記載された情報については、食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報は記録されていないため、当該条項に該当するとは認められない。

4 条例第9条第2項の部分開示の可否について

(1) 開示請求に係る対象文書に条例第8条第2号の特定の個人を識別することができる情報が記録されている場合には、条例第9条第2項の規定により、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いて開示することとされているので、次のとおり部分開示の可否を検討する。

(2) 本件対象文書（決裁が終わった起案用紙甲及び乙を除く。）には、被処分者が所属していた県立高等学校の名称及び被処分者の氏名が記載されている。これらの記載された情報は、被処分者を識別することができることとなる記述であり、同項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述の部分に該当すると認められるので、部分開示の対象とすることはできず、不開示としたことは妥当である。

(3) 本件対象文書に記載されている情報のうち次に掲げるものは、それぞれ次に掲げる事項を示すものであることから、条例第9条第2号に規定する個人に関する情報のうち、被処分者を識別することができることとなる記述の部分に当たるものとは必ずしも言えないが、既に開示された部分により当該被処分者の非違行為のおおよその内容

が明らかになっている以上、更にこれらの情報を開示すれば、当該被処分者の氏名など上記(2)の特定の個人を識別することができることとなる記述の部分を除いたとしても、被処分者の同僚、知人その他の関係者にとっては、当該被処分者がだれであるかを特定することができ、これまで知られていなかった懲戒処分の内容、非違行為の詳細、被処分者の処分歴に係る情報がこれらの者に明らかとなることにより、当該被処分者の権利利益が害されるおそれがある。

ア 上記2(2)ア(イ)、(ウ)、(カ)、イ(ア)、(カ)、ウ(エ)、エ(イ)及びオ(ア)のうち月及び日（起案及び決裁を除く。）を示す情報 それぞれ懲戒処分の案件ごとに処分した月及び日と同じ月及び日であること。

イ 上記2(2)ア(ア)のうち回数を示す情報 それぞれ懲戒処分の案件ごとに、本件請求があった時点において、処分した月及び日と同じである実施機関の会議が開催された日時とともに千葉県ホームページに掲載されていたとする実施機関の説明に不合理な点は認められないこと。

ウ 上記2(2)ア(ウ)のうち月及び日（起案及び決裁に限る。）を示す情報 それぞれ懲戒処分の案件ごとに処分した月及び日に近い月及び日であること。

エ 上記2(2)ア(エ)の情報 それぞれ懲戒処分の案件ごとに、本件請求があった時点において、処分した月及び日と同じである可能性が高い完結月日とともに行政文書目録の写しが一般の閲覧に供されていたこと。

オ 上記2(2)ア(オ)の情報 それぞれ懲戒処分の案件ごとに、本件請求があった時点において、処分した月及び日と同じである可能性が高い完結月日とともに行政文書目録の写しが一般の閲覧に供されていたことから、本件対象文書以外の行政文書目録の写しに記載された件名その他の情報及び登録番号が開示された場合、これらの情報と本件対象文書に記載された登録番号を照合することにより、完結月日を知ることができること。

カ 上記2(2)ア(キ)、イ(オ)、ウ(ウ)及びオ(エ)のうち減給及び停職の期間の始期及び終期 減給及び停職の期間の始期は処分した日の翌日であり、下記(6)ウで戒告、減給、停職又は免職の処分を示す情報を開示すべきと判断したことから、これらを開示した場合、処分した日を知ることができること。

(4) また、本件対象文書に記載されている情報のうち上記2(2)エ(ア)の情報（被処分者の氏名、被処分者が所属していた県立高等学校の名称を除く。）は、条例第8条第2号に規定する個人に関する情報のうち、被処分者を識別することができることとなる記述の部分に当たるものとは必ずしも言えないが、既に開示された部分により当該被処分者の非違行為のおおよその内容が明らかになっている以上、更にこれらの情報を開示すれば、当該被処分者等の氏名など上記(2)の特定の個人を識別することができることとなる記述の部分を除いたとしても、被処分者の同僚、知人その他の関係者にとっては、当該被処分者がだれであるかを特定することができ、これまで知られていなかった懲戒処分の内容、非違行為の詳細、被処分者の処分歴に係る情報がこれらの者に明らかとなることにより、当該被処分者等の権利利益が害されるおそれがある。

(5) したがって、これらの情報は、これを公にしても被処分者等の権利利益が害されるおそれがないと認めることはできないので、条例第9条第2項により部分開示を行うことはできず、不開示としたことは妥当である。

(6) しかしながら、本件対象文書に記載されている情報のうち次に掲げるものは、それぞれ次に掲げる事項を示すものであることから、被処分者がだれであるかを特定することができる情報とは認められない。また、これを公にしても被処分者の権利利益が新たに追加的に害されるおそれがないので、条例第9条第2項の規定により、部分開示すべきである。

ア 上記2(2)ア(ア)のうち年度並びに(イ)、(ウ)、(カ)、イ(ア)、(カ)、ウ(エ)、エ(イ)及びオ(ア)のうち年を示す情報 本件請求が平成17年3月から8月までの行政文書を対象とし、実施機関が本件対象文書を特定した上で本件決定をしたこと。

イ 上記2(2)ア(カ)のうち曜日を示す情報 本件請求が平成17年3月から8月までの行政文書を対象とし、実施機関が本件対象文書を特定した上で本件決定をしたことから、当該情報を開示し、この期間におけるいずれかの曜日を知ることができたとしても処分した日を知ることは困難であること。

ウ 上記2(2)ア(キ)、イ(オ)、ウ(ウ)及びオ(エ)のうち戒告、減給、停職又は免職の処分を示す情報 本件決定で開示し、審査会の判断で開示すべきとした情報から、本件対象文書に記載された戒告、減給、停職又は免職に係る情報を開示しても、被処分者がだれであるかを特定することは困難であること。

エ 上記2(2)イ(エ)、ウ(イ)及びエ(ウ)を示す情報 懲戒処分の事由を定めたものであり、その内容は、法令に違反した場合、職務上の義務に違反する場合又は職務を怠る場合及び全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合に過ぎないこと。

5 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 附言

ところで、上記3(2)のとおり、条例第8条第2号ただし書イ該当性の判断にあたって、本件対象文書に係る報道機関に対する発表のための資料は必要な文書であった。

一方、千葉県教育委員会行政文書管理規則第12条第5項では、「文書管理責任者は、保存期間の経過した行政文書について、職務の遂行上必要があると認めるときは、一定の期間を定め、文書主管課長に届け出て、当該保存期間を延長することができる。」と定めている。

実施機関も第3のとおり、報道発表から開示請求までの期間を開示、不開示と判断するための資料とする情報公開・個人情報保護審査会の答申（平成17年10月20日付け平成17年度（行情）答申第317号）に基づき本件決定を判断しているところであり、本件請求の時点では保存されていたと考えられる本件対象文書に係る報道機関に対する発表のための資料は、同項の規定により保存期間を延長して保存しておくことが望ましかった。

7 結論

以上のとおり、実施機関は不開示とした情報のうち次に掲げる事項を開示すべきである。

(1) 上記2(2)ア(ア)のうち年度並びに(イ)、(ウ)、(カ)、イ(ア)、(カ)、ウ(エ)、エ(イ)及びオ(ア)のうち年を示す情報

(2) 上記2(2)ア(カ)のうち曜日を示す情報

- (3) 上記2(2)ア(キ)、イ(オ)、ウ(ウ)及びオ(エ)のうち戒告、減給、停職又は免職の処分を示す情報
- (4) 上記2(2)イ(エ)、ウ(イ)及びエ(ウ)を示す情報
実施機関のその他の決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 处 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 21 年 3 月 12 日	諮詢書の受理
平成 21 年 4 月 20 日	実施機関の理由説明書の受理
平成 21 年 5 月 25 日	異議申立人の意見書の受理
平成 22 年 1 月 26 日	審議 実施機関から不開示理由の聴取
平成 22 年 12 月 24 日	審議
平成 23 年 2 月 3 日	審議
平成 23 年 2 月 25 日	審議
平成 23 年 9 月 27 日	審議
平成 23 年 10 月 25 日	審議
平成 23 年 11 月 22 日	審議
平成 23 年 12 月 20 日	審議
平成 24 年 1 月 31 日	審議
平成 24 年 2 月 28 日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第 1 部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部教授	部会長職務代理者
湊 弘 美	弁護士	
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成 24 年 2 月 28 日現在)